

○令和7年度上三川町会計年度任用職員（子育て世帯訪問支援事業訪問支援員）募集要項

1 採用予定人員、資格要件、業務内容

身分	募集人数	資格要件	業務内容
子育て世帯訪問支援事業 訪問支援員 (会計年度任用職員)	1人	なし	子育て世帯訪問支援事業に関する業務 ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物 のサポート等） ・子育てに関する相談・助言

2 勤務条件

(1) 任期 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで

※採用後1月は条件付き採用期間となります。

※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は
再度の任用を行うことがあります。

※採用については、令和7年度予算成立を前提に行っております。

今後の予算成立状況等によっては、勤務条件等が変更される場合が
あります。

(2) 勤務時間 事業実施日 ※利用申請があった時のみの勤務になります。

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時までの間（うち4時間勤務）

(3) 報酬 ① 報酬額 時給 1,127円 ※1年目の報酬額

② 通勤手当 町の規定に基づき支給します。（通勤距離2km以上で支給します。）

(4) 服務 一般職員に準じます。

3 欠格条項

次の各号に該当する方は、訪問支援員となること又は選考を受けることができません。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなる
までの者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及

び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

4 受付期間 令和7年2月28日（金曜日）まで
午前8時30分から午後5時（土日祝を除く）

5 受付場所 上三川町役場1階 子ども家庭課窓口（相談支援係）

6 提出書類

履歴書（前3か月以内の撮影、脱帽、半身縦4cm×横3cmの写真貼付）

※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7 選考方法 書類審査のほか、個別に面接を行います。

※ 面接の日程は、応募締め切り後、改めてご連絡いたします。

問い合わせ先：上三川町役場 子ども家庭課 相談支援係

TEL：0285-56-9137

FAX：0285-56-6868